

足利市から転出される皆様へ

〔足利市在住中は、本市発展のためご協力をいただきありがとうございました。〕
〔下記にご注意のうえ、忘れずに手続きされるようお願いいたします。〕



◎各種手続きに個人番号（マイナンバー）が必要な場合があります。

（詳細についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。）

◎新住所地での手続きの詳細は、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

◎転出証明書に記載してある転出予定日や転出先を変更した場合でも、この転出証明書を新しい住所地に提出して変更したことを申し出てください。

◎都合により転出を取りやめたときは、必ずこの転出証明書をお持ちになり転出取消の手続きをしてください。

届出窓口は 市…市役所、サ…サービスセンター、公…各公民館（織姫、助戸を除く） 足利市外局番 ☎ 0284

手続きの種類	足利市での手続き	窓口	新住所地での手続き
転入届	—	—	<p><u>住み始めてから 14 日以内に転入届を</u> <u>してください。</u></p> <p>○転出証明書 ○身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など)</p>
マイナンバーカード	<p>手続きはありません。カードは足利を転出しても使えます。忘れずに新住所地にお持ちください。</p> <p>窓口 5～8 番 市民課 Tel20-2145</p>	<p>市サ 公</p>	<p>カードに新しい住所を記載します。</p> <p>○転入される方全員のマイナンバーカード</p> <p>署名用電子証明書をご利用の方は住所変更により失効するため、転入先の市町村で、必要に応じて再発行の手続きをしてください。（詳しくは転入先の市町村にお問い合わせください。）</p>
住基カードをお持ちの方	<p>手続きはありません。</p>		<p>住基カードをお持ちになり、継続利用等の手続きをしてください。</p>
印鑑登録をしている方	<p>印鑑登録証をお返しくください。転出をすると転出(予定)日で自動的に登録がなくなります。</p> <p>窓口 5～8 番 市民課 Tel20-2145</p>		<p>新たに登録の手続きをしてください。</p> <p>○登録者本人 ○登録する印鑑 ○身分証明書(運転免許証など)</p>
国民健康保険に加入している方	<p>転出される方の国民健康保険証をお返しくください。(転出後に足利市の保険証を使うと医療費を返還していただくこととなります)転出するまでに期間がある方は、申出により加入証明書を交付します。世帯主が転出する場合は、世帯全員の国民健康保険証が必要です。</p> <p>※就学のために転出される方は在学証明書持参のうえご相談ください。</p> <p>窓口 5～8 番 市民課 Tel20-2145</p>	<p>市サ 公</p>	<p>新たに加入の手続きをしてください。</p> <p>○すでに国保に加入している世帯に転入する場合は、その世帯の国民健康保険証</p> <p>○届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p>○非自発的（解雇など）に失業された方は、雇用保険受給資格者証をお持ちください。</p> <p>※就学のために転出される方で引き続き足利市の国民健康保険の方は手続きの必要はありません。</p>
年金	国民年金第1号加入中	<p>原則手続きはありません。海外転出の場合は国民年金から脱退しますが、任意加入の制度もありますので担当窓口に相談してください。</p> <p>窓口 15 番 保険年金課 Tel20-2148</p>	<p>—</p> <p>住所変更の手続きをしてください。</p> <p>○「個人番号」または「基礎年金番号」のわかるもの</p>
	受給中	<p>原則手続きはありません。海外転出の場合は、通知の送付先や受取口座の手続きが必要ですので年金事務所に相談してください。</p> <p>栃木年金事務所 Tel0282-22-4131</p>	<p>—</p> <p>原則として届出は必要ありません。届出の要否は、新住所地最寄りの年金事務所へお問い合わせください。</p>
児童手当を受けている方	<p>児童手当消滅届を提出してください。</p> <p>本庁舎 2F 窓口 26 番 こども家庭政策課 Tel20-2137</p>	<p>市公</p>	<p>転出予定日の翌日から 15 日以内に転出先の市区町村に新規申請をしてください。</p> <p>○生計維持者(請求者)の普通預金通帳 ○生計維持者(請求者)の健康保険証</p>
児童扶養手当を受けている方	<p>児童扶養手当の転出届を提出してください。</p> <p>本庁舎 2F 窓口 26 番 こども家庭政策課 Tel20-2137</p>	<p>市</p>	<p>児童扶養手当の転入の手続きをしてください。</p>

手続きの種類	足利市での手続き	窓口	新住所地での手続き
医療助成を受けている方	受給資格(者)証をお返してください。 <input type="checkbox"/> 子育て医療 <input type="checkbox"/> 妊産婦医療 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療 窓口5～8番 市民課 Tel20-2145 本庁舎2F 窓口26番 子育て家庭政策課 Tel20-2149 窓口23番 障がい福祉課 Tel20-2169	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	新住所地の担当課にお問い合わせください。
後期高齢者医療保険に加入している方	保険証をお返してください。県外転出の場合は、 保険年金課で負担区分証明書を発行します。 窓口13番 保険年金課 Tel20-2184	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	新たに申請手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 負担区分証明書(栃木県外で手続きの場合)
介護保険	要介護等の認定を受けている方 新住所地が施設の場合は、元気高齢課で住所地特例の手続きをしてください。それ以外の場合は、 保険証と負担割合証をお返してください。 介護保険受給資格証明書を発行します。 窓口5～8番 市民課 Tel20-2145 窓口19番 元気高齢課 Tel20-2270	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	14日以内に要介護認定等の申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書
	介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方 上記以外の65歳以上の方 保険証をお返してください。 窓口5～8番 市民課 Tel20-2145 窓口19番 元気高齢課 Tel20-2270	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	転出先の介護保険担当課にお問い合わせください。
障がい者	手帳(身体・知的・精神)をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 手帳(知的)をお持ちの方(県内転出の場合) そのまま転出先にお持ちください。 <input type="checkbox"/> 手帳(知的)をお持ちの方(県外転出の場合) 手帳を担当窓口にお返してください。 <input type="checkbox"/> 手帳(知的) 窓口23番 障がい福祉課 Tel20-2169	<input type="checkbox"/>	転出先の障害福祉担当課で手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 手帳
	自立支援医療を受けている方 自立支援医療受給者証をそのまま転出先にお持ちください。 窓口23番 障がい福祉課 Tel20-2169	<input type="checkbox"/>	(県外転出の場合) 転出先の障害福祉担当課であらたに交付の申請手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 「個人番号」のわかるもの <input type="checkbox"/> 健康保険証
	障害福祉サービスを受けている方 障害支援区分の認定を受けている方には障害支援区分認定証明書を担当窓口で発行します。 窓口23番 障がい福祉課 Tel20-2134	<input type="checkbox"/>	新たに申請手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 障害支援区分認定証明書または <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証
	各種手当を受けている方 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 福祉手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 窓口23番 障がい福祉課 Tel20-2169	<input type="checkbox"/>	転出先の障害福祉担当課で手続きしてください。 <input type="checkbox"/> 請求者の普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 手当証書(特別児童扶養手当のみ)
公立小中学校の転校 在学していた学校から在学証明書、教科書給与証明書を受領してください。 足利市教育委員会での手続きはありません。 教育2F 学校教育課 Tel20-2219 ※学区外通学は手続きが必要です。(要件あり)	<input type="checkbox"/>	教育委員会の案内に従ってください。 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書給与証明書	

《その他には…》

市営住宅からの転出の手続きは … 織物会館1F おりひめプラザ Tel64-8725

上水道・下水道の使用中止・料金等の手続きは 足利市オンライン申請システムが利用できます。
 … 栃木県庁足利庁舎1F 足利市上下水道お客様センター Tel22-7921
 ※ 栃木県庁足利庁舎所在地：足利市伊勢町四丁目19

市内に固定資産(土地・家屋・償却)をお持ちの方は … (主に海外転出者の方は) 納税管理人申告書を提出してください。 本庁舎2F 税務課 Tel20-2123

原付バイクの手続きは … 本庁舎2F 税務課 Tel20-2121

軽自動車の登録変更は … 軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所 Tel050-38163108にお問い合わせください。

郵便物の転送の手続きは … 足利市でも新住所地でも手続きできます。印鑑・運転免許証などをお持ちになり、近くの郵便局へ届出てください。 足利郵便局 Tel42-7652